

新基準原動機付自転車について

新基準原付とは

新基準原付とは、総排気量が 50cc 超 125cc 以下のバイクの中で、最高出力を 4.0kw 以下に制御したものを指します。

令和 7 年 4 月 1 日から、従来の総排気量 50cc 以下のバイクに加え、新基準原付についても原付免許で運転できるようになりました。

税率とナンバープレート

新基準原付の軽自動車税は、2,000 円(年税額)です。

また、ナンバープレートについては、総排気量 50cc 以下の原付と同じ白色です。

新基準原付の登録について

新基準原付の車両を登録する場合には、従来の原動機付自転車の要件に加えて「最高出力」の要件を満たす必要があります。ただし、現行の第二種原動機付自転車(50cc 超 125cc 以下)との外見及び総排気量による識別が困難なため、以下いずれかの項目において確認します。

○型式認定番号を有する車両

販売(譲渡)証明書の型式認定番号または当該車両の型式認定番号標の写真(※)

○型式認定番号を有さない車両

国土交通省が運用する最高出力確認制度に基づき、確認実施機関(国土交通大臣が認定した最高出力を実施する者)が個々の車両ごとに発行する「最高出力が 4.0kW 以下であることの確認済書」または確認実施機関による最高出力確認結果の表示(シール)の写真(※)

※写真は印刷したもの(画像提示のみは不可)